

大船渡市長選挙

▽投票日＝11月25日(日)

▽投票時間＝午前7時～午後7時

■投票時間と投票所

投票時間は、市内全投票所とも午前7時から午後7時までです。

投票所は、市選挙管理委員会が発行する入場券に記載されています。

入場券は11月17日(土)発送予定で、世帯4人分を1枚にまとめた「入場券はがき」を郵送します。

■投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件＝平成12年11月26日以前に生まれた人
- ・住所要件＝市内に3カ月以上居住し、平成30年8月17日以前から住民基本台帳に登録されている人

■期日前投票

期日前投票とは、投票日と同じように、投票用紙を直接投票箱に投票できる制度です。

投票日に、仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由で投票所に行けない人は、手続きも簡単ですので活用しましょう。

※選挙当日に18歳になり選挙権を有する人は、前日まで選挙権を有していないため、期日前投票はできませんが、代わりに不在者投票を行うことができます。

■不在者投票

次の場合は、不在者投票(投票用紙を封筒に入れ、署名して投票する方法)となります。

- ① 出稼ぎ先、出張先、避難先などで不在者投票する場合

市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、交付された投票用紙などを持つ

参の上、最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向いて投票してください。

② 病院などの不在者投票施設で投票する場合

不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、施設の中で不在者投票ができますので、入院している施設に確認してください。

■郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあったり投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

対象者となる人は、身体障害者手帳が交付されている人で一定の基準に当てはまる人または、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載がある人です。

なお、郵便等投票証明書の交付を受けている人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がい程度が1級である者として記載がある人は、代理記載人となる人の届け出をすることにより、代理記載による郵便などの不在者投票もできます。

※投票用紙などの請求は、市選挙管理委員会に「郵便等による不在者投票における投票用紙および投票用封筒

の請求書」を請求し、郵便等投票証明書を添えて申請してください。

※請求期限は、投票日の4日前(11月21日(水))です。告示日前でも請求できますので、早めに手続きをしてください。

■学生の投票

就学のため市外に居住する学生などの住所は、特別な事由がない限り就学地におかなければなりません。

大船渡市に住居登録したまま就学のため市外に居住している学生の方は、大船渡市の選挙人名簿に登録されたままとなっているので投票所入場券が届きます。

しかし、実際に居住していないため、投票所で大船渡市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった人と判断され、投票(期日前・不在者投票も含む)はできません。

各手続きなどについて、詳しくはお問い合わせください。

▽問い合わせ先

選挙管理委員会事務局
(☎内線168)

身体障害者手帳の場合

○印のついている部分が該当

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

秋季火災予防運動を実施します

▷問い合わせ先＝大船渡消防署(☎②119)／三陸分署(☎④2119)／綾里分遣所(☎④2119)

11月9日(金)～15日(木)まで全国一斉に秋季火災予防運動が行われます。

例年、秋から冬にかけての時季は空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象条件となります。暖房器具などの火気を使用する機会が増えることにより、スイッチの切り忘れや、器具を不適当な使用方法で取り扱うなど、火災につながる原因となることも増えてきます。

また、近年の地域社会において、隣近所との付き合いが少なくなってきており、寝たきりの高齢者・障がい者が孤立化する傾向にあります。そのため、火災による犠牲者も高齢者や障がい者が増えてきているのが現状です。

火災による犠牲者を出さないためにも、日頃から声を掛け合い、地域や家族が一体となって、火災予防に努めましょう。



■一般家庭の火防点検を行います

11月11日(日)に、消防団による一般家庭の火防点検を実施します。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- [3つの習慣]
- 寝たばこは、絶対やめる。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- [4つの対策]
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

期日前投票・不在者投票の投票所、投票期間など

期日前投票

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	11月19日(月)～24日(土)	午前8時30分～午後8時
三陸支所		午前8時30分～午後5時15分
綾里地域振興出張所		
吉浜地域振興出張所		

不在者投票

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	11月19日(月)～24日(土)	午前8時30分～午後8時

任期満了に伴う大船渡市長選挙は、11月18日(日)に告示し、11月25日(日)が投票日です。大船渡市政を担う「市民の代表者」を選ぶ大切な選挙です。候補者の政見を確かめ、よく考えて棄権せずに投票しましょう。

統一標語 「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」